

令和6年5月23日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小金澤 健司
(公印省略)

「令和6年度 インバウンド再興事業（タイ市場）」
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、
企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 令和6年度 インバウンド再興事業（タイ市場）
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和7年2月28日（金）
- 3 主な業務委託内容
 - (1) 「第16回 FIT フェア（仮称）（Visit Japan FIT Fair #16）」出展に係る
運營業務
 - (2) 現地主要旅行会社及びメディア向け北海道 BTOB セミナーの開催
 - (3) 旅行会社向けセールスコールの実施
 - (4) タイ大手旅行会社の招聘
 - (5) トップインフルエンサー招聘
 - (6) デジタルメディアを活用した北海道観光情報発信（BTOC）
 - (7) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 12,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 5 今後のスケジュール（予定）
 - (1) 当事業への参加表明 6月4日（火） 17時まで
 - (2) 企画提案書提出 6月21日（金） 15時まで
 - (3) 審査会 6月25日（火） 予定（ヒアリング実施）
 - (4) 結果通知 6月26日（水）以降の通知予定
- 6 その他
 - (1) 本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。事業内容に関する質問は、6月4日（火）17時までメールでのみ受け付けます。
 - (2) 質問内容及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

お問合せ：公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部・プロモーション部
担当：林・坂口 TEL：011-231-0941
E-Mail：林：m_hayashi@visithkd.or.jp
坂口：e_sakaguchi@visithkd.or.jp

「令和6年度 インバウンド再興事業（タイ市場）」

に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

タイ市場からの観光客数は新千歳ーバンコク線が再開により訪日及び来道者数ともに回復傾向にある。東南アジアの中でも来道シェア、リピーター率、訪日意欲が高いタイ市場は、訪日の早期回復が期待されることから、北海道へのインバウンド誘客を拡大するために、タイ市場に向けたプロモーションの重要性が高まっている。

本事業は、JNTO バンコク主催訪日旅行博「第16回 FIT フェア（仮称）（Visit Japan FIT Fair #16）」への出展、BTOB 観光セミナーの開催、旅行会社招聘、インフルエンサー招聘、デジタルメディアを活用した北海道観光情報発信を実施することで、北海道の四季折々の自然景観や、豊かな食、多彩な体験に加え、夜間の楽しみ方を発信し、北海道の認知度をより一層向上することによって、北海道への誘客の更なる拡大に繋げて行く。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち一者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

12,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和7年2月28日（金）

(1) 業務スケジュール：

5月24日（金）	公示・観光機構 HP に掲載
6月4日（火） 17時	企画提案参加表明
6月21日（金） 15時	企画提案書提出
6月25日（火）（予定）	企画提案の審査、委託事業者決定
6月下旬	契約締結・業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(2) 業務完了日

令和7年2月28日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

- ① 「第16回 FIT フェア（仮称）（Visit Japan FIT Fair #16）」出展に係る運営業務
目的：JNTO バンコク主催の訪日旅行博「第16回 FIT フェア（仮称）（Visit Japan FIT Fair #16）」へ出展し、現地の一般消費者に北海道の魅力ある観光資源を PR し、来道意欲を喚起し、北海道への誘客の更なる拡大に繋げて行く。

- ② 開催日程について

旅行博開催日：2024年11月8日（金）～11月10日（日） 3日間（予定）

開催場所：タイ・バンコク・サムアム・パラゴン5F（BTS サイアム駅直結）

- ③ 出展料について

「第16回 FIT フェア（仮称）（Visit Japan FIT Fair #16）」への出展料の支出については、観光機構より出展事務局へ直接支出するため、本業務には含めないこと。

- ④ ブース設営及び撤収について

ブースについては、4小間（土間渡し 参考：昨年サイズ1小間：W3,000mm×D2,000mm×H2,500mm）の申込を予定しており、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。ただし、旅行博の申込開始前のためブースサイズ及び形状は今後のため主催者発表後、1小間サイズについては変更となる場合がある。

ア) 造作、装飾

- ・来場者へ北海道の魅力特に「冬」、「春の桜」と「秋の紅葉」、「知られざる自然・季節の景色」や、「本物の体験」、「美食の旅」を効果的に訴求できる内容とし、会場全体からも北海道ブースが目立つような仕掛けを取り入れ、集客を図ると共に、来場者の来道意欲を喚起するための企画・設計をすること。
- ・オリジナルで制作するパラペットで装飾すること。
- ・コンセプト、デザイン、レイアウトなどについて、具体的に提案すること。
- ・ブースデザインは、共同出展者の地域を配慮し、観光機構と協議のうえ最終決定とする。

- ・ブース内には地域へのアクセスや北海道の主な観光コンテンツを掲載したMAPの制作ほか地域情報へ飛ぶQRコードを掲載したパネルを設置すること。
- イ) 追加備品
- ・追加で必要な備品にかかる一切の手配、支払いなどを実施し、費用は本事業に含めること。
 - ・モニター等を設置することで、観光機構、共同出展者が提供するプロモーション映像を放映すること。
 - ・来場者からの質問、相談に対応する際、その場で情報確認、検索などが出来るよう、パソコンまたはタブレットを2台以上用意し、インターネット接続環境を整えること。
 - ・ハイカウンターとハイチェアを手配、設置すること。
- ウ) 配布資料、ノベルティ
- 委託事業者が共同出展者や、観光資料・ノベルティを提供いただける団体よりPR資料を集約し、配送手配や、会場への発送、ブースでの配布など一切の作業を実施すること。なお、配送に係る費用について50万円見積りに含めること。
- エ) ブース内に可能な限りストックスペースを設けること。(施錠可能であることが望ましい)
- オ) 出展者用パスについて
- 出展者用パスについては、出展料に含まれる基本枚数以外については、必要な枚数を手配すること。手配に要する経費は、本事業に含めること。
- ⑤ ブース運営について
- ア) スタッフの配置
- ブース運営にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有する人員1名以上を配置すること。また、通訳者について、北海道の観光情報に精通した人員が望ましい。設置する通訳者の人数は提案により示すこと。
- イ) アトラクションの実施
- 北海道ブース内には、アトラクションスペースを設置し、来場者を惹きつけ、且つ来道意欲を喚起することを目的としたアトラクションを実施すること。内容については、提案により示すこと。
- ウ) 会場内メインステージにおけるプロモーションについて
- メインステージでの北海道PRの企画及び運営を行うこと。内容について、提案により示すこと。
- エ) モデルコース及び季節又はテーマ別北海道の楽しみ方の作成、印刷及び配布について
- ・タイの個人旅行者向けにモデルコース5本以上作成すること。
※春1本、夏1本、秋2本、冬1本以上とする。なお、モデルコースのうち2本以上はレールパスを活用したモデルコースとすること。
 - ・テーマ別又は季節別のリピーター向けの道央圏を中心とした北海道の楽しみ方の資料を2種類作成すること。
 - ・受託事業者が情報収集や画像収集を行い、1コース/1テーマにつきA4版/両面、2ページ程度原稿を日本語で作成し、タイ語に翻訳する。
 - ・モデルコースは、一部の地域に集中することがないように、留意すること。
 - ・各モデルコース及び資料を500部以上印刷し、ブースで配布すること。
- オ) アンケートの実施 今後の観光プロモーションに活用可能な情報を収集するた

め、来場者に対して、アンケート調査を実施すること。アンケート手法については、提案により示すこと。アンケート調査項目については、JNTOが実施するアンケート項目と重複しないよう留意し、観光機構と協議のうえ、決定すること。集計結果については、分析等を行い、日本語で報告書にまとめること。

※上記⑤のイ) またはウ) のいずれかにて7の(4)で招聘するインフルエンサーをゲストスピーカーとするトークショーなどを実施すること。(4)にて招聘するインフルエンサーを前提とするが、招聘時期がFITフェアの開催後となる場合は過去に招聘実績のあるインフルエンサーなど機構と協議の上、決定すること。

⑥ 出展対応事務局運営について

共同出展については、観光機構が募集することとし、申込受付等共同出展に係る一切の業務は、受託事業者が事務局を設置して対応すること。また、旅行博に係る現地情報や、旅行博運営事務局から提供される情報やサービスなど、旅行博出展に向けて有益となる情報を集約し、適宜情報を提供するほか、当日の運営について共同出展者が理解できるよう、出展マニュアルを作成、提供すること。尚、共同出展者からの要望に応じて専任の通訳を手配すること。(共同出展者の旅費は参加者個人負担とする。専任通訳の手配料については、共同出展者へ直接請求すること。)

(2) 「北海道 BTOB セミナー」の開催及びセールススクールの実施

① 「北海道BTOBセミナー」の開催について

ア) 開催時期：「第16回FITフェア(仮称)(Visit Japan FIT Fair #16)」会期前後の日時で開催する。

イ) 開催場所：提案により示すこと。なお、参加者が来場しやすいよう会場を考慮する。

ウ) 開催スケジュール：3時間程度(予定)

第一部として、北海道&タイ相互送客を促進するため、観光セミナーを実施する。第二部として、タイの観光事業者との関係深化のため意見交換会を実施する。

② 「北海道BTOBセミナー」の企画及び運営について

ア) 参加者の募集について

・タイ側：現地旅行会社や、航空会社、日本政府観光局バンコク事務所、在タイ王国日本大使館など、25社25名以上とする。

なお、上記(1)にて観光機構と共同出展する市町村・観光協会・観光関連事業者等へも募集案内を行う予定。

するが、参加費用については別途徴収することとする。

イ) セミナーに係る企画(実施日時、場所、プログラムなど)について、具体的に提案すること。共同出展者PRタイム、ゲストを加えてのトークセッション、ラッキードロー等セミナー全体が盛り上がる企画を提案すること。

ウ) 司会者、プレゼンターの選定及び手配を行うこと。

司会者の選定にあたっては、日本語とタイ語が堪能で北海道について一定の知識を有している者が望ましい。

プレゼンターの選定にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有している者が望ましい。新しい情報発信の観点から、下記(3)、(4)で招聘した旅行会社や、インフルエンサー等をゲストスピーカーとして迎えるなど工夫すること。

- エ) 通訳者（日本語⇄タイ語）の手配及び配置について
北海道について一定の知識を有している者が望ましい。配置する通訳者の人数については、提案により示すこと。
- オ) プレゼン資料（タイ語）の作成について
- ・北海道側参加者の情報を盛り込むこと。または、プレゼン時間を設けること。
 - ・北海道の最新情報や「知られざる北海道」「ウェルネスツーリズム」「ワインツーリズム」をテーマとしたプレゼン資料を作成する。
 - ・セミナー終了後、プレゼン資料を参加者に提供し、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理する。
- オ) 軽食について
北海道のお菓子などセミナー会場で気軽に食べられる軽食などを用意すること。

③ セールスコールの実施について

- ア) 現地大手旅行会社や、航空会社、日本政府観光局バンコク事務所、在タイ王国日本大使館等を対象にセールスコールを実施する。対象訪問件数は、4社以上とする。訪問日程について、「第16回FITフェア（仮称）（Visit Japan FIT Fair #16）」会期前後とし、観光機構と協議の上、検討すること。
- イ) 訪問先への記念品を手配すること。
- ウ) ビジネスレベルの通訳者を手配すること。

(3) タイ大手旅行会社の招聘

① 目的：

- ・道央圏以外の道内地方部の認知度向上
- ・道内の地方空港を活用し、経路便を利用した商品造成を促進する
- ・「冬」以外の来道者誘致、タイの旅行シーズン4月と10月の底上げ

② 招聘時期：2024年10月（予定）

③ 招聘対象：大手旅行会社

ア) 4社4名以上とする

イ) 招聘対象の選定にあたっては、日本、北海道へのこれまでの送客実績や送客への意欲を勘案し、上質な旅行商品を販売する旅行会社、市場に影響力のある旅行会社を選定する。原則として招聘後に北海道旅行商品の造成、販売、または送客を招聘条件とすること。最終的に、観光機構と協議の上決定する。

④ 招聘コースの企画、運営、調整、手配

ア) 北海道滞在が4泊5日間以上とし、スケジュールなどを提案すること。

イ) 視察エリア：道東、道北エリア

ウ) テーマ：紅葉、グルメ、ナイトタイムエコノミー、知られざる北海道

エ) 招聘コースについて、初来道及び2回目以降のリピーターを意識したコンテンツを組み合わせること。最終的に観光機構と協議のうえ決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。

エ) 視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。

オ) 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険などの一切の手配をすること。なお、上質な宿、食を提供することを必須とする。

カ) 添乗員は語学力だけでなく、北海道観光における全道的な知見や、タイ市場のインバウンドに関する経験や知識を有することを必須とする。

⑤ 招聘参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。

- ⑥ 事業実施後、招聘旅行会社に対して、旅行商品造成のフォローや、問合せや依頼があった際は、対応を行うこと。

(4) トップインフルエンサー招聘

- ① ターゲット層：モダンラグジュアリー層
- ② 招聘時期：2024年10月又は11月中旬～下旬または12月～2025年1月中旬（予定）
- ③ 招聘対象：トップインフルエンサー、2名以上とする。
 - ・インフルエンサーの選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議のうえ、決定すること。
 - ・原則として海外から招聘するが、タイ現地において訴求力の高い日本国内在住（北海道在住を除く）のインフルエンサーがいる場合、1名は日本国内在住者の提案可能とする。
 - ・提案したインフルエンサーについて、フォロワー数、記事の平均リーチ数、エンゲージメント数、動画再生数などを明記すること。また、インフルエンサー選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。
- ④ 招聘コースの企画、運営、調整、手配
 - ア) 北海道滞在が4泊5日間以上とし、招聘時期や、スケジュールなどを提案すること。
 - イ) 取材エリア：道南、道央エリア
 - ウ) 招聘コースについて、個人旅行者目線で作成し、公共交通を利用した周遊コースを提案すること。「知られざる自然・季節の景色」や「本物の体験」、「北海道の新たな魅力」、「美食の旅」、「ナイトタイムエコノミー」等の取材を入れること。招聘コースについて、最終的に観光機構と協議のうえ、決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。
 - エ) 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険などの一切の手配をすること。なお、上質な宿、食を提供することを必須とする。
- ⑤ 発信について
 - ア) 配信方法や、配信回数、配信内容等について、可能な限り明確に提案し、二次交通情報の発信を必ず入れること。
 - イ) 記事配信のリーチ数やPV数、動画配信の再生数等の成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。

(5) デジタルメディアを活用した北海道観光情報発信（BT0C）

北海道の認知度向上及び興味喚起を図るため、タイ人が旅行情報を検索する際に利用するSNSやデジタルメディア等をリサーチし、北海道観光情報を配信する。

- ① ターゲット層：旅行及び日本への興味関心層
配信メディアの選定について、選定のプロセスとその考え方などを、企画書に簡潔明瞭に記載すること。
- ② 配信手法・掲載本数・内容：配信手法、掲載本数及び掲載ボリューム、内容について提案を行うこと。
 - ア) 春及び秋の北海道の興味喚起を目的とした記事を各1本以上制作することを必須とし、そのほかのテーマや季節については提案とする。掲載予定記事のテーマ、ボリューム等について、可能な限り明確に提案すること。
 - イ) 記事内容について、協議の上、決定すること。
 - ウ) 取材を必須としないが、教科書的なスポット紹介だけではなく、実際に北海道への来訪意欲が駆り立てられる内容の記事にすること。

- エ) 記事作成の際には、受託事業者が情報や画像の収集、記事作成、掲載を行うこと。
- オ) 掲載記事について、受託事業者がネイティブチェックを行い、正確かつ自然な表現とすること。
- カ) 配信した記事のPV数を拡大するため、広告等の拡散施策を実施すること。

(6) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(7) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ② 事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値(KPI)を示すこと。
- ③ 令和6年度事業の実績、効果測定、分析を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成し、データ及び紙媒体(A4版)2部を提出すること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名(コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員)、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先(電話、メールアドレス)等必要事項をメールにて、参加表明すること。

(1) 表明期限：令和6年6月4日(火) 17時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部・プロモーション部
(担当：林・坂口)

E-mail：m_hayashi@visithkd.or.jp (林)

e_sakaguchi@visithkd.or.jp (坂口)

(2) 表明方法：別紙参加表明書に記載の上、Eメールにて、参加の意思があることを表明する。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績は含めず、会社等の業務内容の他、タイでの観光プロモーションの実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲

(責任分界点)、再委託金額を明記すること。
※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1)様式の規格はA4版／両面、50ページ以内とする。
ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2)企画提案は1社1提案とする。
- (3)企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4)提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1)提出部数 6部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部)
- (2)提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部・プロモーション部
(担当：林・坂口) 電話 011-231-0941
- (3)提出期限 令和6年6月21日(金) 15時
- (4)提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1)提出された企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2)企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (3)ヒアリング日時及び場所は、別途連絡するものとする。
- (4)ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5)ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (6)ヒアリング会場に入ることが出来るのは、オンラインでの参加を含め3名までとする。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1)業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2)企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3)実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4)経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

- (1)業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2)観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な

範囲で提供する。

- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

参 加 表 明 書

「令和6年度インバウンド再興事業（タイ市場）」に係る

企画提案の参加表明を致します。

会 社 名	
担 当 者 名	部署・役職：
	氏名：
連 絡 先	TEL：
	Email：

提出期限：令和6年6月4日（火）17時

提出先：公益社団法人北海道観光振興機構

プロモーション部担当：林・坂口 TEL:011-231-0941

メール：m_hayashi@visithkd.or.jp

メール：e_sakaguchi@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和6年度 インバウンド再興事業（タイ市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和6年度 インバウンド再興事業（タイ市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する

